

# 令和5年度 厚生環境常任委員会 行政視察 復命書

## 1. 視察日程等

- (1) 日 程 令和5年11月8日(水)～10日(金)
- (2) 視 察 先 三重県桑名市、愛知県豊橋市、京都府京都市
- (3) 視察内容 多世代共生施設について(三重県桑名市)  
子ども若者総合相談支援センターについて(愛知県豊橋市)  
京都市地球温暖化対策条例及び計画について(京都府京都市)
- (4) 参加者 飯田委員長、今野副委員長、大山委員、安部委員、北山委員、  
松隈委員、落野委員

## 2. 視察結果

- (1) 三重県桑名市 ①日 時：令和5年11月8日(水) 15:00～16:45  
②対応者：桑名市議会事務局、桑名市保健福祉部福祉総務課、桑名福祉ヴィレッジ  
③視察内容等：別紙1
- (2) 愛知県豊橋市 ①日 時：令和5年11月9日(木) 10:00～11:30  
②対応者：豊橋市議会事務局、豊橋市子ども未来部子ども若者総合相談支援センターココエール  
③視察内容等：別紙2
- (3) 京都府京都市 ①日 時：令和5年11月10日(金) 10:00～11:30  
②対応者：京都市議会事務局、京都市環境政策局地球温暖化対策室地球温暖化対策課  
③視察内容等：別紙3

(別紙1)

## 1. 多世代共生施設について

### (1) 事業背景等の説明

- 国が提唱する「地域共生社会」の理念を推進していこうと、「支え手」「受け手」という枠を超えた、互いに「支え合う」関係性を創出するために新しい福祉のかたちということで、高齢者分野、障がい者分野、子ども分野とそれぞれ縦割行政であったものを一つにして交流させていくような複合型施設が必要なのではないかと計画を立てていった。
- ちょうど養護老人ホーム、母子生活支援施設、保育所、児童発達支援センターの4つの施設が老朽化のため建て替えが必要であったので、複合化して建てることとした。
- 桑名市が構想を提示して、プロポーザルを行い、パートナーシップを結んだ桑名市社協と大和リース(株)の提案が採用され、設計・施工・事業運営をしている。
- 令和4年4月に養護老人ホーム、母子生活支援施設、保育所、児童発達支援センター、生活介護事業所が一緒になった多世代型共生施設「らいむの丘」、また、施設を取り囲むように作られたヴィレッジ公園(やまざきパーク)が完成し、桑名福祉ヴィレッジがオープンした。
- 養護老人ホームと保育所が隣同士になっており、高齢者は子ども達の無邪気な姿を見て、自然に笑顔となり、活力をもらっていたり、読み聞かせをする等もしている。子ども達にとっても隣接する芝生広場で走り回ったりと元気に遊んでいる。
- 隣接するヴィレッジセンターでは、学校帰りの小学生等が勉強をしていたり、地域の住民が自治会等の集まりで利用したり、店舗で買い物をしたりと近隣住民の憩いの場にもなっている。

### (2) 主な質疑等

- Q：社会福祉協議会と大和リース(株)の協働提案となっていますが、その経緯を教えてください。またどちらがイニシアティブを取ったのか。
- A：多世代共生型施設の実現等をしたいという市の構想に対して、社協から実現できるのではないかとという提案を頂いたのが発端になっている。もしかしたら社協以外にも事業実施できる民間の事業者があるかもしれないと、改めて公募をかけることとなりプロポーザルを実施した際、社協と大和リース(株)の共同権が採択された。イニシアティブはどちらかというのではなく、ソフト面では社協、ハード面では大和リースというように役割分担をして運営している。
- Q：本施設における年間の管理・運営経費及び、運営スキーム(運営財源、財産管理、契約期間など)について教えてください。
- A：全て社協で運営しており、市からの補助金等は頂いていない。措置費は市から頂くということはあるが、運営そのものについては社協のほうでさせて頂いている。期間については、土地を無償で貸し付けて頂いており30年の契約となっている。
- Q：本施設の運営で当初計画通りに上手くいっている点、逆に課題となっている点、予想していなかった副次効果などはあるか。
- A：国からの施設整備補助金について、一本化で申請をしたかったが、縦割りであったため、高齢、障がい、子どもとそれぞれ3つの申請をしなければならなかった。コロナ禍ということなのか、障がいについては認められなかったため、自己での持ち出しとなってしまった。7億円強が国県市からの補助金で、5億円を借入れ、10億円程度を自己資金で賄っている。予定のない持ち出し金となってしまったが、令和4年度の決算では、少しプラスとなり安心している。

- Q：各施設の職員間ではどのような情報交換が可能で、どのような連携ができるか。
- A：今まで建屋ごとに配置しなければいけなかった看護師等を施設の複合化により、共通の事務所を設け、そこを拠点として兼務ができるようになった。また、児童発達支援センターでは専門職もたくさんあるので言語療法士、理学療法士、音楽療法士等々もおり、例えば音楽療法士だと、養護老人ホームで歌の話をしたりといったようによそではできないような専門職を定期的に派遣する等もできるようになった。
- Q：らいむの丘ハウス（養護老人ホーム）の入所選考方法及び最長入所期間を教えてください。
- A：入所選考方法については、市が入所選定委員会を設けており選定している。最長入所期間については、基本的に65歳以上で自立した生活ができていればずっといることができる。
- 現在一番長くて28年間入所されている方がいる。
- Q：一日の利用者数はどのようになっているか。
- A：母子生活支援施設は8世帯、養護老人ホームは50名、保育所90名、障がい者のデイサービス13名、児童発達支援と放課後デイサービス合わせての一日の利用者数が50名となっている。
- Q：利用者の方々からはどのような声が上がっているか。
- A：地域の住民の方々も含め大変喜んで頂いており、歓迎の声がほとんどである。
- Q：ヴィレッジセンターでは、どのような市民交流活動が行われているのか。また外国人との交流やイベントもあるのか。
- A：市民交流活動については、学校帰りの子どもたちが宿題等をやっていたり、その横では近隣住民が自治会の集まり等も行っている。また、有料にはなるが、会議室でサークル活動みたいな形でも使用して頂いている。外国人との交流やイベントについては今はまだ行っていない。

### (3) 感想

#### ●飯田委員長

今回、桑名市の行政視察で「桑名福祉ヴィレッジ」を訪問させていただき、国が提唱する「地域共生社会」の理念のもと「支え手」「受け手」という枠を超えた、互いに「助け合う」関係性の創出、桑名市福祉総務課長からの説明をうけ、公民連携した施設運営については、難しさも感じられましたが、地域においての重要性も大きいと感じられた。施設には母子生活支援施設、養護老人ホーム、保育所、児童発達支援センター、生活介護事業所があり、それぞれが機能を有効に発揮している状況を確認することができた。特に母子生活支援施設はセキュリティ等もしっかり管理されており、入居する母子の不安を取り除く事の出来る施設あると感じられた。

今後、千歳市の現状を確認するとともに、視察で学んだ事項を活かすことが出来る様、取り組んで行きます。

#### ●今野副委員長

養護老人ホーム、母子生活施設、保育所、児童発達支援センター等が一つの建物に設置されているということで、とても理想的な新しい福祉のかたちであると感じた。特に養護老人ホームと保育所が隣にあり、ガラスを隔てて見えるようになっているので、高齢者の皆さんにとっては元気なお子さんたちの姿を見ているだけで、心が穏やかになったり楽しくなるのではないかと感じたし、お子さんたちにとっても高齢者の皆さんから読み聞かせ等もあったりするというので、核家族化でなかなか高齢者の皆さんと接する機会があまりないお子さんもいるかと思うので、お互いに相乗効果があるのではないかと感じた。市民交流活動については、学校帰りにそのまま小学生が立ち寄り、友達同士で宿題等の勉強をしたり、交流している姿をちょうど見ることができ、とても楽しそうであつたし、子供の居場所ができてとても素晴らしいと感じた。このような施設は、千歳市においてもぜひ設置して頂きたい施設であると感じたので、これから更に研鑽を深め提案して参りたい。

## ●大山委員

事業構想として「新しい福祉のかたち」を目指し、養護老人ホーム、母子生活施設、保育所、児童発達支援センター、生活介護事業所、ケアプランセンター、相談支援センター、公園を一括で利用している。複合施設なので、看護職、理学、作業、音楽療法士など人員の運用がしやすい。とのことであり、一つの複合施設で高齢者・障がい者・保育所・DVなどによるシェルター機能を有することで総合的なケアができるメリットがある。保育所からは高齢者の生活を感じられる。子供たちの無邪気な笑顔を見て高齢者も自然と笑顔になる。核家族化による孤独感を解消することができる。また、福祉における人手不足の解消対策になることと思われる。

事業スキームとして提案型のプロポーザルを実施しており、社会福祉協議会と大和リースとの共同事業体であり、民間を活用した事業となっている。年間運営費の財源はすべて社会福祉協議会より支出しており、業務委託費を市から貰ってはいない。土地は市から30年間の無償貸し付けである。このことにより、市における財政負担を必要とすることがない新しい福祉のかたちの先進事例であり、当市においても実現可能なのか検討をすべきである。

## ●安部委員

様々な福祉施設が1つの場所にあるとはいえ、それぞれが独立しているのかと思っていたが、それぞれの施設や利用者さんが相互に支え合っていたり、そのうえで各施設の担当者の壁がなく、情報交換や連携がとりやすい環境で総合的に対応できる体制が整っており、参考にする点が多くありました。地域の福祉がひとつにまとまっているだけではなく、近所の小学生から高校生など子供や若い人が気楽に利用できる環境になっていることも魅力のひとつでした。福祉の縦割りの課題が解決できる形をみることができました。施設そのものをそのまま持ち込むことはすぐには難しいと思いますが、ひとつひとつの取り組みを参考にしていきたいと思います。

## ●北山委員

行政として個別に対応していた高齢者、障がい者、子育てという個々の福祉サービスを市長の縦割り行政を打破するという思いから公約化し、これらの施設を一体的に整備し、子どもから高齢者までが一緒に過ごすことができる多世代共生型施設を令和4年4月にオープンした。

この施設の中には、すまいのエリアとして「シルバーサポートらいむの丘ハウス（養護老人ホーム）」、「らいむの丘ハイム（母子生活支援施設）」、かよいのエリアとして、「児童発達支援センターライムの丘（児童発達支援事業所）」、「らいむの丘保育園」、「相談支援センターらいむの丘」、「ケアプランセンターらいむの丘」、かかわりあいのエリアとして、「ヴィレッジセンター（地域交流施設）」、「らいむショップ（店舗）」が入っている。

多世代共生施設は、複数の年齢層やニーズに対応するために、様々なサービスやプログラムが提供されていることが特徴であり、地域社会との連携や協力が強化され、建築計画段階から地域に詳細な説明を行ったことにより、このような施設の建設時にありがちな地域からの反対や摩擦もなく受け入れられているとのことである。

内部は、利用者が快適かつ安心して過ごせるような居住環境が整備されており、特に驚いたのは、生活介護のための入浴施設も時間帯や浴室の種類（個浴、）を選べること、また、すべての施設利用者約300名分に対応した給食を内部で一括調理しており、アレルギー対応食だけではなく、ハラル等の宗教食にまで対応しているとのこと。総じて、特定の健康状態やニーズに対応した専門的なケアプログラムや施設内でのアクティビティが提供されており、これまでの福祉の常識を超える利用者ファーストの施設だと感じた。

また、6つの福祉施設を複合化したことにより、必要な専門職スタッフを兼任させたり、相互で意見交換や相談ができるようにしたことも経営の効率化とフットワークの軽さに繋がっている。

養護老人ホームの入所者が保育園で読み聞かせを行ったり、DV被害から逃れて、遠方より施設に入所している母子世帯などもあると聞き、きちんと入所者の生きがいや暮らしやすい環

境整備を工夫していることもあり、これから求められる新しい福祉の方向性として、千歳市の施策にも大いに参考とすべきである。

●松隈委員

母子、子ども、高齢者、障がい者等、保育、教育、仕事、警察等、経済、虐待、心身の健康等、また市、県、国等々の行政の都合によって分断された様々な縦割り、横割りの区分に、全国の市民が苦しんできたと思います。行政の支援を的確に受けるために、高いリテラシーが求められている時代であり、右に左にたらい回されている中で当然受けるべき支援をあきらめてしまう方がいらっしゃることもよく見聞きしています。

桑名市の福祉ヴィレッジの一つ一つの要素である、保育園や高齢者施設などをとってみれば、全国各地で見ることができるところちょっと優れた施設や、普通の施設かもしれません。しかし全体を貫く「つながる」という視点は数十年前から日本国中誰もが求めつつ、誰も成しえなかった大偉業だと思います。今後は全国各地にこのモデルが飛び地して、やがてはスタンダードなあり方となっていくことと思います。

モノや人など限られた資源の中で持続可能な社会を構築しようとしている国際社会において、なおも行政の都合だけで無駄に多くの公共施設が個別に建設され、モノも人も個別に振り分けられ、結局不足していますが、口先だけでなく「連携」して、モノも人も情報も共有することができるこの「あたらしい福祉」の形は、福祉のみならず「あたらしい社会」の形として、千歳市においても早急に一步を踏み出すべき課題と考えます。

●落野委員

- ・社協は、自主財源として10億円をストックし、更に、大和リースが建物の建設など、民間のノウハウを使いながら参加し、一層力強いものになっている。
- ・多世代共生は、他でも見られるが、子供の居場所と高齢者の食堂など継続的な居場所がよく見通せる。
- ・重身のための機械浴もあれば、個浴もあり、木目細やかさを感じた。
- ・言語・嚥下・咀嚼などの障がいに対して、6人の言語療法士は、県下最高のスタッフである。
- ・母子センターは、IHを備えていて新しく快適な個室である。又、DVのシェルターの部屋もあり、それでいて、柵はなく、セコムでの安全対策である。九州からも問い合わせがあるほどの人気だと言う。
- ・2万㎡の敷地に、7千㎡の建物、芝生と散策路に囲まれた快適なエリアである。迷惑施設として住民から反対される懸念もあったが市が当初から丁寧な説明を行い、成功したと言う。

(別紙2)

## 2. こども若者総合相談支援センターについて

### (1) 事業背景等の説明

- 平成17年度から児童福祉担当課にて要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待通告の対応を行い、家庭児童相談室の相談員（教員OB）とともに相談支援を実施。
- 教育委員会では、平成22年度に子ども・若者支援地域協議会を設置し、平成23年度から子ども・若者総合相談窓口を設け、困難を抱える子ども・若者の相談支援を実施。
- 平成27年度から機構改革により、上記両方の相談支援機能をこども未来部が所管することになるが、児童福祉分野と教育分野における相談窓口の並立が、少なからず現場に困惑をもたらしたことから、相談窓口の集約化や役割分担の明確化が課題となっていた。
- 虐待通告が増加し、家庭訪問や他機関連携が必要となり、さらに児童相談所との連携、在宅支援の強化が求められてきたが、本庁舎では相談室1室で会議室の確保も困難となっていた。
- こうした中、平成28年児童福祉法の改正により、子ども家庭総合支援拠点の整備が努力義務となり、一方、要保護児童等の出口支援や高校生の不登校・中退、ひきこもりなどの対策も必要となってきた。
- そこで、児童と若者に関する相談窓口を一体的に整備する構想が持ち上がり、相談窓口として独立した組織を持つとともに、本庁外に施設整備することで、子どもから若者までの総合的な相談支援拠点として取り組むこととなった。
- 平成24年に4歳の女の子がネグレクトによって死亡するという事件が発生し、再発防止に向けた体制強化の議論がありセンター設置につながっている。
- 相談件数の推移に関しては、児童相談件数、子ども・若者相談件数ともに右肩上がりが増加しているが、児童虐待相談件数については、これまで増加傾向であったが、令和3年度より令和4年度の方が減っている。子ども・若者相談については、民間団体に委託して行っている。
- 相談における職員体制の推移について、当初は保健師が1名、事務職2名という体制だったが、平成25年度からは管理職を配置したり、その後も人数を徐々に増やしながらか臨床心理士や社会福祉士の専門職の配置を行って、令和3年度からは児童相談所に職員を派遣するなどの体制強化に取り組み、今年度は臨床心理士、教員資格、社会福祉士、保健師、児童相談所派遣経験者等、全部で18名の体制になっている。
- こんにちは赤ちゃん訪問事業を行っており、生後2ヶ月時に看護師等が全戸訪問し、その後生後3ヶ月時には民生委員・児童委員が祝いの品であるおしりふきを持って訪問する。子育て家庭に民生委員・児童委員を知ってもらうこと、地域における見守りの意識を高めてもらうことなどを目的に実施している。
- 怒鳴らん子育て講座というのを行っており、令和2年度から体罰禁止の法定化により実施し、外部の講師を招き、子供とのコミュニケーション手法を学ぶ親支援プログラムを用いて、感情的にならない子育てを身につけてもらうために実施している。
- 平成24年度から夏と秋の時期に年2回、定時制・通信制高校合同説明会を行っており、主に不登校児支援と高校中退予防を目的としている。定時制高校や通信制高校の先生方に来て頂き、進路選択の幅広さや各学校の特色を知って頂くために開催し、子供や保護者、教員等、夏の時期には200名以上今年度は300名が参加している。
- ケアリーバー（施設退所児）支援を行っており、虐待等によって親元で暮らせない子供が18歳到達等により施設や里親から離れる、ケアリーバーにフードバンクの食糧を活用し、2か月に1回程度食料を届けている。その時に今困っていることを聞いて必要があれば支援をしている。

- ・ヤングケアラー支援について、大きく4つの柱に沿って施策を進めていく。1つ目に知ってもらうこと。2つ目が相談してもらうこと。3つ目に見つけて支援すること。4つ目に寄り添うこと。ヤングケアラー支援コーディネーター・巡回相談員（教員のOB）が学校とココエールを含めた関係機関との連携を進め、子どもにとって相談しやすい環境を整えている。掃除や料理、洗濯等、ヤングケアラー向けの家事支援を実施し、友達との関わりや学習、ケアスキルへの学び等、時間を有意義に活用できる機会を提供している。ヤングケアラーと思われる子供が自由に参加できる居場所づくりもし、ヤングケアラーに寄り添った支援にも取り組んでいる。知ってもらうというところについては関係機関の研修会を開催し、学校関係者、民生児童委員、行政職員等を対象に開催をし、今年度は245名が参加した。また、ヤングケアラー向けのガイドブックを作成し、学校を初め関係機関に配付し、ヤングケアラーの子供自身やその家庭に対して、こんなときにどんな支援があるかというところをまとめたものになっており、福祉サービスにつながっていくような形での周知を市のホームページ等の中で、ガイドブックを見ることができるようになっている。
- ・ココエールでの実施の事業として、一つが民間団体への委託によるホームスタート事業者の活用。ホームスタート事業というのは、研修を受けたボランティアが家庭訪問をして、一緒にお話をしながら、家事や育児をして過ごす、家庭訪問型の支援だが、子育ての孤立防止に効果的な取組と言われている。ココエールのほうに寄せられる相談の中では、こういった行政よりも民間のボランティアの訪問のほうが比較的なじみやすいような家庭もあると考える。
- ・市内のNPO団体への委託で要支援家庭ショートステイ事業を行っており、子育て短期入所支援事業のことで、保護者からの相談により、7日以内の預かりを行っている。預け先として市内・市外の児童養護施設や乳児院。令和4年度からは、養育里親も追加となった。
- ・支援対象児童等見守り強化事業というのがあり、令和3年度から開始した事業で、夏休み期間中に支援が必要な家庭に対して主任児童委員がお弁当を届けながら、子供の状況の把握を行って、見守りを強化する宅食事業となっている。

## (2) 主な質疑等

Q：本施設の年間の維持管理経費を教えてください。

A：令和5年度予算ベースだと、歳出は、73,608千円（正規職員の人件費は含まれない）であり、主に会計年度任用職員（8名分）の人件費、システム機器の貸借料、民間団体への委託料等となっている。

Q：「子ども家庭総合支援拠点」と「子ども・若者総合相談センター」を併合することで得られるメリットや相乗効果はどのようなものか。

A：例えば、養護施設を出た後のケアラーへの支援について、18歳の壁と言われており、小人数ではあるが、切れ目なく支援していけるような形をとっている。また、若者相談については、過去に虐待の事例で対応していた場合、過去の経過やその後、高校の不登校等の相談があった際に過去の相談事例も共有しながら、家庭の特徴やお子さんの背景等の理解がしやすくなっているということがある。

Q：複合的な施設なので、窓口を担当する職員は様々な分野を熟知している複数人と推察するが、窓口の運営体制を教えてください。

A：こども若者総合相談支援センターの体制は、センター長、副センター長が管理職で、要保護児童グループと心理グループがある。要保護児童グループは地区担当8名で、虐待相談などの対応をケースワーカーが行っている。また、ヤングケアラーに関しても会計年度任用職員の支援コーディネーター1名と、巡回相談員1名が配置されており、ケアラーへの支援に力を入れている。心理グループについては、今年度から設置しており、心理担当職員を中心に心理検査や、継続的な心理教育等を行い、心理的側面からの支援を行っている。

また、主に15歳から39歳までの子供若者相談対応については、民間団体へ委託しており、同じ建物の中で行政と民間団体が連携して対応をしている。開設の時間については平日が朝の9時から夜7時、土日は、職員が2名体制で朝9時から夕方5時までおり、電話や窓口で相談を受けている。

Q：自ら相談に来ないヤングケアラーのを見つけ方や、支援の内容について具体的な事例を教えてください。

A：相談窓口では、お子さんが自らヤングケアラーになっているということでの相談というのは1件も無い。学校で見つけていくというのが1番具体的な方法であると考えている。学校の先生方が気付いた中でお子さんの話を聞いて頂き、場合によっては相談窓口と学校が連携をする中で、必要に応じて家事支援であるとか、居場所のほうにもつなげて頂いたりということが出来たら良いと考えている。そういった取組の中で少し居場所に案内をして頂いたり、こちら側もお子さんからお話を聞きながら、具体的に家庭へのアプローチが無くてもお子さん自身の状況というのを、聞かせて頂くだけでも御本人の負担軽減につながっている。

Q：子ども自身の相談は年間何件くらいきていて、その内容はどんなものか。当事者ではない子の相談も可能なのか。また、電話相談から対応の流れを教えてください。

A：子供自身の相談については、令和2年度で11件、令和3年度の12件になっている。ただ深刻な内容のものもあり、自分が虐待を受けているという御相談を頂くような場合にあっては、学校の方に出向いて本人との面接をする中で、直接保護者の方にも、確認をしていったり、そういったことにする場合もある。あとは電話の対応を継続してお話だけを聞いていくという対応もしている。

Q：子ども自身が相談しやすい工夫や仕組みはあるか。

A：子供専用の相談ダイヤルを設けており、小学校4年生から高校3年生まで、およそ3万枚ぐらい啓発カードを配っており、子供自身に相談ダイヤルを案内して、相談があればお話を聞くという形をとっている。主には、7月、夏休みに入る前に配り、特に学校が始まる前の9月に子供の自殺が増えるということもあるので、夏休み前にそういった啓発カードを配り、子供からの相談というのを受けて、匿名での御相談になるが、そちらの内容も、多くはで学校でいじめがあったりして、どんなふうに過ごしていったらいいのかとか、友達とけんかしてしまったが仲直りしたいので、どのように謝ったら良いか等、そんなに深刻さがあるわけではない御相談も結構多く上がっている。啓発カードを配った直後に30件ぐらいの相談が集中的にあるが、その後は月に数件程度の相談が入る。ただ繰り返し電話をしてきてお話を聞いてほしいというようなお子さんもいるが、それらの多くは、匿名のままお話を聞いている。

Q：虐待事例において、施設から市、児相、学校、警察等との連携スキーム（無ければ対応実例）を教えてください。

A：要保護児童対策地域協議会で代表者会議を年1回開催。実務者会議は毎月開催し、約300人ぐらいの要保護児童等要支援児童の進捗管理を行っている。参加する関係機関は、児童相談所や警察、保健所、児童養護施設、生活保護の担当課、スクールソーシャルワーカー等である。内容は情報交換のような会議の中で警察の方からも発言を頂いて、緊急度、危険度についてアドバイスを頂いている。

Q：体験講座の中に工作やお菓子作りとありますが、これは日時を決めて定期的の実施しているのか。また、自由参加なのか。

A：学校に行けないようなお子さんがココエールに来て民間団体のスタッフと一緒に工作と一緒に作ったり、スイートポテト等のお菓子作りをしたりしている。その他にお子さん同士でボードゲームをしたり、勉強を教え合っていたり等、昨年度は、47名の子供若者がこういった体験の活動や農園の作業等している。また、民間支援団体の支援の一環として、季節ごとの活動があり、夏休み中に工作でロケットを作ったり、12月にはクリスマス会



門松作り、1月にはお餅を作って皆で食べてお話をしたりしている。また、子供だけでなく、大人向けとして、不登校の子どもを持つ親同士のグループ相談会等親向けの講座というの開催して頂いており、行政ではなかなか無い民間団体ならではの取組をして頂いている。

Q：今後の課題の中に中核市としての児童相談所設置の検討とあるが、何か進めているのか。

A：児童相談所の設置について、中核市は、任意で設置ができるような形になっているが、財政的な負担や人員が更に必要になっていくので、検討中である。ただ明石市や奈良市、その他中核市の中で児童相談所設置をしている自治体が増えてきているので、財政支援の在り方や体制強化の進捗具合等を見ながら引き続き検討していく。

### (3) 感想

#### ●飯田委員長

豊橋市「こども若者総合相談支援センター」の体制については、センター長、副センター長の説明により児童相談に関する事項、児童虐待に関する事項、こども若者自立支援に関する事項については、十分理解できたと感じられた。特にヤングケアラー、不登校問題については豊橋市においても、色々な問題を抱えていたようだが、現在は様々な問題を徐々に解決しながら、対応しているとの説明を受けた。当市においても不登校問題、ヤングケアラー支援についても今以上に力を入れていくべきと思われ、未来あるこども若者の成長のための施策等を考えていくべきと感じられた。

#### ●今野副委員長

平成29年よりこのココエールが設置されたとのことだが、現在では設置当初より相談体制も強化され、様々な資格を持った職員が配置されているとのこと、不登校やヤングケアラー等あらゆる相談に対応したり、居場所作り等にも取り組んでおり、大変素晴らしい施設であると感じた。また、子ども・若者支援地域協議会では、子どもに関わる様々な機関が一堂に会し、情報共有しているということも伺い、子どもたちを本当に大切にしているのだと感じた。千歳市においても、相談体制や子どもに関する様々な機関の連携等、更に強化が必要だと感じたので様々提案して参りたい。

#### ●大山委員

平成24年に4歳児のネグレクト死亡事例が発生し、その原因の一つに住民票と実際の居住地が一致していなかった。学校、保険センター、市役所との情報の連携が図れていなかった。

こども若者総合相談支援センター「ココエール」はこどもと若者に関する様々な相談に応じ、こどもと若者の健やかな暮らし、伸びやかな未来を一緒に考えながら一人ひとりの困りごとに寄り添ったサポートをする施設である。H29年に設置されてからは、市内において様々な家庭環境の形態が増えていることに伴い、相談の件数が増加している。

ケアリーバーへの支援、18歳の壁・ギャップの解消することができる。

ヤングケアラーへの支援…学校との連携、居場所支援、ガイドブック作成、家事支援ヤングケアラーは自ら相談することがない、学校側で発見することが多い。

この施設は、児童虐待が発覚した場合、夜間においても相談することができる。

児童相談所との連携がますます必要であり中核市として児童相談所設置の検討をしている。

当市においても、児童虐待の防止、ヤングケアラーの支援、自殺防止など、生きづらい社会を解消し生きやすい社会を作っていくためには、家庭、学校、市役所、警察、児童相談所、病院などとの垣根を超えた連携がより一層必要であると感じられた。

#### ●安部委員

子どもを取り巻く環境は、家庭や学校、病院、教育委員会や福祉、医療など相互に連携がとりにくい環境がゆえに子供の問題や課題や変化に気づきにくいことが多々あります。こちらの施設は妊婦さんから40歳未満の若者やその家族までが対象と幅広く切れ目のない支援ができる体制になっています。子供に関わる相談を総合的、包括的に受けれることは地域の

子供を持つ親や子供自身も安心して育てたり生活できることに繋がると思いました。また、情報を連携することで守れる命もあることを改めて学びました。地域の宝である子供を守っていくために、縦割りの解消、情報連携の重要性を再認識いたしました。

#### ●北山委員

「こども若者総合相談支援センター」は、子どもや若者に関する様々な問題に対して、専門の相談や支援を行うための施設である。

この施設が開設された発端は、豊橋市内において、平成 24 年にネグレクト事例で女儿が死亡したことであり、反省点として、関係各所の情報共有がされなかったことや住民票の届け出と別のところに居所があることを女儿が病院に搬送される直前まで気づけなかったことなどが挙げられた。

その後、平成 28 年の児童福祉法改正により、子ども家庭総合支援拠点の整備が努力義務規定となったことから、当センターが開所されたとのことである。

家庭児童相談室、子ども・若者総合相談窓口については、相談窓口の集約と一体的な運営ができるよう体制を整え、こども未来館と隣接して設置することで、保護者や若者などが立ち寄りやすい状況になったとのことである。また虐待の重症化予防や相談員による継続的な面談、孤立した若者に寄り添うなど多様な対応ができるようになっている。

豊橋市の対応で感心したのは、実務者レベルで「要保護児童対策地域協議会」を月一で開催し、その中に必ず警察が参加していること。生後 3 か月の乳児の家庭を民生委員・児童委員が訪問し、互いに顔見知りとなって見守り意識を高め合う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」、成人になって児童相談所や児童養護施設を退所した若者に対して、退所後の自立状況を追跡し、必要に応じて食糧を宅配する「ケアリーバー支援」、ヤングケアラー同士が悩みを相談し合うサロンの開催や居場所づくり、家事支援など、単なる子ども・若者相談のワンストップ化のみならず、様々な問題に直面している子どもたちの保護と自立を促す組織連携がしっかり確立されていると感じた。

子どもに限らず、福祉サービスとしての見守り行為は、複数の行政機関や所管部署に跨ることが往々にしてあり、いずれの目も行き届かなくて最悪のケースに陥ってしまうことがたびたび報道されている。

当市も、子どもや若者の支援に関してはワンストップ化にほど遠い状況にあるので、「子育てするなら、千歳市」のキャッチフレーズに恥じない相談体制を早期に確立してもらいたいと願うところである。

#### ●松隈委員

現在子どもを取り巻く環境は複雑さを増し、必要な支援は様々な分野にわたり、ここでも行政の縦割り横割りの区分の弊害も働き、結局は支援から取り残されている子どもがいることを知りつつ、見て見ぬふりしかできないという社会になっていることを感じます。これは千歳市においても同様です。

豊橋市の子ども若者総合相談支援センターと同じものをつくれと言え、同じ機能がすでに在る、窓口は 1 本でなく多くの方がいい、教育相談はこっちで、生活相談はこっち、児童発達はこちらで、虐待はそっちと日本全国の市町村、都道府県は言うのだろうと思います。民間支援団体がなかに入ることを批判的な市町村も多いと思います。

桑名市で視察した福祉ヴィレッジでも最も学ぶべきは縦割り行政を改め徹底的に横につながった連携姿勢でした豊橋市でも同じことがいえると思います。豊橋市と同じ施設をつくれとは言いませんが、「すべてが子どもたちのために」という姿勢そのものを真似することを努力することから始めていただきたいと思います。千歳市では一部の大企業とそれ以外という経済に数年で成るだろうと予測されています。子どもが生きやすい千歳市のために最も優先すべき課題と考えます。

●落野委員

- ・役所の外で、行政と民間が同居し夜まで開いていて、幅広く柔軟な感じを受けた。
- ・児童虐待に対して、愛知県全体でもあるが、豊橋市のケースでは、警察が積極的にかかわっていることが印象的だった。
- ・care leaver(養育里親や養護施設からの退所者)の18歳の孤立は、気になっていた課題だが、ここでは、希望者にフードバンクを使いながら定期的なコンタクトを取っている。優しさを感じた。
- ・保健師の乳児訪問に加えて、主任児童委員が3か月乳児訪問をしている。前者は健康や医療のことだが、後者は生活環境や地域のことで話し相手やアドバイザーになっている。温かく地域社会にデビューできそうだ。

(別紙3)

### 3. 京都市地球温暖化対策条例及び計画について

#### (1) 事業背景等の説明

- 1997年にCOP3が京都で行われ、京都議定書が誕生し、京都市として本格的に地球温暖化対策をスタートした。そして同じ年に地球温暖化対策計画を策定。2004年には全国で初めてとなる「京都市地球温暖化対策条例」を制定した。2015年のCOP21パリ協定で低炭素から脱炭素へ変わった。2019年にIPCC総会が京都市で行われ、IPCC京都ガイドラインとパリ協定の実行を支えるガイドラインを策定し、全国に先駆けて、2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを表明した。2020年12月には条例改正により、「2050年ゼロ」目標の明記。2021年9月に2030年度までに46%を目指すことを市長が表明した。
- 2030、2050年の目標に向けて、特に4つのライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティ、それぞれ分野でCO<sub>2</sub>を生み出さないような形に変えていこうと掲げている。
- ライフスタイルについては、京都発脱炭素ライフスタイル推進チーム～2050京創ミーティング～として、市民、事業者及び学識者で構成されるプロジェクトチームがあり、「京都の自然と共生する文化やしまつのことを礎に自分らしい持続可能な暮らしの選択で実現するカーボンニュートラルで豊かな社会」とのビジョンを実現するために市民の皆様と一緒に実践して頂くアクションや実践しやすい仕掛けプロジェクトを募集して創出して頂き、市民運動的に広がることを目指す取組を行っている。
- ビジネスについては、ビジネスの転換ということで大規模排出事業者に関しては、京都市の条例の中で3年間の計画書と毎年度報告書の作成提出を義務づけており、2023年度から業務・産業・運輸の部門ごとに目標を設定し取り組んで頂いている。延べ床面積1000㎡以上の中規模事業者については、エネルギー消費量や取組の報告をして頂いており、更に取組を促すため、新たに国の再編交付金を活用し、省エネ改修（照明や換気等）を導入するための補助制度を設けている。また、公民連携ラボを活用した「既存建築物のZEB化の普及拡大」や京都市グリーンボンドの発行も行っている。
- エネルギーについては、エネルギーの転換ということで延床2000㎡以上の大規模排出事業者については、2022年より再エネ設備（太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス利用設備、風力発電設備等）導入義務の基準を強化している。延床300から2000㎡の中規模事業者については、再エネ設備の導入義務を新設している。延床300㎡までの小規模事業者については、住宅の再エネ地産地消、地域循環推進事業、0円ソーラー等の支援策を行い、設置を後押しする取組を行っている。
- モビリティについては、モビリティの転換ということで大規模排出事業者については、新車購入の3分の2以上を次世代自動車等の環境性能の高い自動車にするよう義務づけている。自動車販売事業者については、新車販売時における燃費性能等の説明や次世代自動車等の環境性能の高い自動車の販売実績の報告を義務づけており、次世代自動車等の販売を努力義務としている。駐車場所所有者については、電気自動車等の充電設備の設置を努力義務としている。EV、PHEVの普及率は、全国が0.4%、京都市が0.5%なのでやや多い。市内の公共用充電設備は、令和4年以降は増加傾向となっているが、ディーラーと商業施設における設置が半数以上でコンビニ・ガソリンスタンド等への設置は進んでいない。充電インフラ拡充に向けた取組として、民間事業者との連携により「誰もが、いつでも、どこでも必要な充電サービスを受けることができるEV利用環境の整備」を目的として取組を推進している。

(2) 主な質疑等

Q：平成16年に「京都市地球温暖化対策条例」を制定した経緯や、反対された方がどのような意見だったか教えてください。

A：京都議定書誕生から京都市が必要な対策計画を作成していこうとの機運醸成の中で、条例も必要ということで作成された。条例の議案については全会派一致で可決しており、パブリックコメントでも反対という意見はなかった。

Q：条例及び計画を策定後、現在までの成果（温室効果ガス排出量の削減目標と実際の排出量の推進等）を教えてください。またその成果の要因としてソフト面、ハード面それぞれの事例を教えてください。

A：削減排出量については、2030年までに46%の削減目標に対し、2012年の排出量790万トンがピークであったがそれからは徐々に削減され、現在は609万トンで22.3%の削減となっている。総エネルギー消費量についてもピーク時から28.9%の削減となっており、運輸・業務・産業が減少傾向となっている。成果の要因については、具体的に示すことはできないが、総合的に様々な取組を行い、総体として減少しているということで御理解を頂きたい。

Q：計画を推進する上での最も大きな課題（支障）は何か。

A：家庭部門のCO2削減量があまり上がっていないところが課題で、さらに市民に対してライフスタイルの転換、意識変化、行動変容を促していかなければならない。

Q：観光旅行者その他の滞在者への協力・理解促進のための取組はどのようなものがあるか。また、市民や事業者へ取組を促すための補助制度等はあるか。

A：観光旅行者その他の滞在者向けの取組として、市内中心部まで車で入り込まずに、途中で車を停めて頂き、市内は公共交通で移動して頂きたいという呼びかけや京都観光モラルというのを作っており、その中で、京都の町並みや環境保全、地球環境の保全につながるような環境に優しい観光を行いましょうという呼びかけ等を行っている。修学旅行生に対して、ホテル、旅館のアメニティグッズは使わずに自分たちの家から持参してほしいということやエコバッグやマイボトルを使って下さいという呼びかけをしている。やって頂いた場合、教育長からエコバッグ等の記念品をお渡ししている。また、優良な取組を行って頂いた学校についてはホームページ等で掲載している。補助制度については、市民向けとしては再エネ設置、地産地消事業 地域通貨、ポイントで還元する。また、事業者に対しては、補助ではないが、特別優良事業者に対する表彰制度を設けている。

Q：条例に既定されている届出違反等を公表した事例はあるか。また、今後罰則の導入は考えているのか。

A：公表や罰則等は現時点で考えていない。事業者からの報告書も催促して提出いただくことはあれど、悪質な事例はこれまでのところ起きていない。

Q：市民への周知はどのようにされているのか。どのくらい浸透しているのか教えてください。

A：京都議定書にちなんで京都から世界に向けて発信する「環境にいいことしてますか？」という意味で「DO YOU KYOTO?」を合言葉としている。京都議定書を発効した2005年2月16日にちなみ、毎月16日を「DO YOU KYOTO?デー」として環境に良いことをする日としており、通勤などにマイカーを使用しない「ノーマイカーデー」としたり、屋外照明などの消灯を呼びかける「ライトダウン」、市内のレストランなどでろうそくやランプの灯りでディナーを楽しむ「京灯ディナー」等の取組へのお願いをしている。また、市で作成している2050マガジンというホームページを設けており、様々なアクションを呼びかけている。どのくらい浸透しているのかについては、具体的に示すのは難しいが、参考となるものとして、毎年環境全般に関する市民アンケートを約1000人の市民へ行っており、その中で地球温暖化対策に取り組んでいますかという質問があり、全く取り組んでいないという回答が18%、それ以外は何らか取り組んでいるものと受け止めている。

Q：グリーン人材の育成とは、どのような人にどのようなことを行っているのか。

A：ライフステージに応じた環境学習として、主に小学4年生を対象にエコライフチャレンジプログラムとしての授業を行っている。そして、子供が家に帰って、お父さんお母さんに一緒にやろうと呼びかけをする等して浸透している。また、地域において環境活動に取り組んで頂く担い手の育成を推進するという観点で、エコバッグを京都市で設けており、学区単位222タックごとの地域でそれを用いてエコ活動をして頂いているエコバッグ事業というのをやっている。地域でこういうことを学びたいという要望があれば、様々教えたり、地域で自主的にいろいろ活動して頂くこともエコバッグ事業。また、京都議定書誕生を記念して、京エコロジーセンターという環境学習施設を作っており、ここでボランティア育成講座等行っている。

Q：地域版J-クレジット制度や独自のカーボンクレジット制度を導入する予定はあるか。

A：以前は再生可能エネルギー設備設置に対して直接的補助を行っていた。しかし財政難で、補助金の抜本的な見直しを行うことになった。現在導入しているJ-クレジットについては、各家庭から出される環境価値を京都市が集約（令和4年度実績で103t）して、大きな塊としてクレジット化（委託）して企業に購入してもらっている。家庭に対してはその分をポイントで還元する仕組みである。

Q：太陽光発電設備グループ購入事業について、一世帯当たり平均3kWの設置規模かと推察するが、どれくらいの金額で共同購入可能か。また、この制度はいつ頃から実施していて、今現在、どれくらいの世帯に普及しているのか。

A：この補助制度としては、令和2年度からの導入で、補助対象は令和2年度18世帯（147.1kW）、3年度21世帯（165.6kW）、4年度12世帯（165.7kW）（いずれも太陽光発電設備のみ）であるが、補助対象以外の市内普及率は把握していない。また、設置費用についても細かく把握はしていないが、個人で設置するよりも2割相当は安くなっている。

### （3）感想

#### ●飯田委員長

環境問題の地球温暖化対策は、1997年に京都議定書が誕生し、2004年には京都市において、全国初の地球温暖化対策条例が制定され、令和2年には地球温暖化対策条例を改正し、（愛称「2050京（きょう）からCO2ゼロ条例」）確実に活動しているのを確認した。

特に0円ソーラープラネットフォーム、概要として事業者が太陽光発電設備を設置・建物の所有者から月々電気代、設備リース代や過剰電力の売電収入により費用を回収。これにより建物の所有者は0円で太陽光発電設備を設置できる。令和4年度では契約件数が16件あったとお聞きしています。

千歳市は、2050年にゼロカーボンを達成すべく、計画スタートに向け取組まれています。今回の視察を活かし、京都市の様々な取り組みを参考にすることも一考であると感じられた。

#### ●今野副委員長

京都議定書誕生を機に全国に先駆けて地球温暖化対策条例が制定されることとなり、大変苦労されたのではないかと察するが、2030年温室効果ガス46%削減、2050年CO2排出量正味ゼロとの目標に向けて、ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティと具体的な取組を設定し、企業や市民等に協力を頂いて取り組んでいるということをご説明頂いたが、大きな課題となるのが、家庭でのCO2削減量があまり増えていないということで市民一人ひとりがどのように取り組んでいったら良いのかということをもっと周知して行かなければいけないということが大切だと感じた。千歳市においても市民一人ひとりの取組が課題であると感じていたので、どのようにしていったら良いのか等更に研鑽を深め、市へ提案して参りたい。

## ●大山委員

平成16年に京都市地球温暖化対策条例を策定するにあたっては、議会の全会派が賛成するとともに、パブリックコメントにおいては反対の意見はなかった。計画を推進するにあたっては、家庭でのCO2排出削減が大きな部分を占めるため、市民への啓発や実践へ取り組んでもらう必要がある。市民へは成果に応じてポイントで還元したり、表彰制度を実施している。

地球温暖化による気候変動については、世界共通の課題であり、当市についても市民・行政・企業の意識向上が必要である。リデュース・リユース・リサイクルの習慣を若者文化に醸成するプロジェクトやイベントを実施し、エネルギー消費やCO2排出量を抑制するライフスタイルが根付く取り組みが必要であり、ハード面においては、電気自動車やハイブリッド車の普及、建築物のZEB・ZEH化の普及促進が必要であると感じられた。

## ●安部委員

言わずと知れた観光地で、多くの観光客が1年中訪れ、さらに景観などにも厳しい地域がある中で、文化遺産、商店街、企業や個人も含めオール京都で脱炭素社会の実現に挑戦しています。温暖化の課題は地球規模の課題を身近なところから行動しなければいけません。市民ひとりひとりがその意識を持つにいたるまでの取り組みは参考にし、取り入れていく必要があると感じました。千歳市でも令和4年2月に千歳市ゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言しましたが、オール千歳での意識や取り組みには至っていないように感じます。今の子どもたちやこれから生まれていく子供たちの世代に負の遺産を残さぬよう、千歳市でも脱炭素の取り組みを早急に進めていく必要があると感じました。

## ●北山委員

日本全体では、この100年で約1.3℃の気温上昇と言われているが、京都では、都市化(ヒートアイランド)の影響も加わり、気温が上昇傾向(100年あたり約2.1℃)にあるとのこと。

1997年COP3が人類初の法的拘束力を持った国際協定である京都議定書が誕生し、ここから京都市も本格的に地球温暖化対策に着手している。京都市は毎年海外からの観光客が大勢訪れるが、京都議定書という名前で世界的にも地球温暖化対策が非常に進んだ都市と思われるとのこと。令和2年12月に地球温暖化対策条例を改正(愛称「2050京からCO2ゼロ条例」)削減目標は、2050年CO2排出量正味ゼロ、2030年度までに「46%を目指す」ことを市長が表明している。

京都市独自の取り組みとして、あらゆる主体の参加促進、機運の醸成等を図るため、市民、事業者及び学識者等で構成する京都発脱炭素ライフスタイル推進チーム「2050京創ミーティング」を立ち上げ、共有すべき脱炭素ライフスタイルのビジョンを構築し、市民が実践するアクションと実践しやすい仕掛けプロジェクトを創出⇒市民運動的に広がることを目指している。

2050年までにCO2排出量ゼロを目指すというのは、どこの自治体でも非常にハードルの高い取り組みである。

千歳市もラピダス社の進出等で、今後水や電気といったエネルギーの消費が莫大に増えると予想されており、オフセットを含めて、いつまでにどのような手段でアクションを起こすのか、市民、事業者を交えた全市民的な意識醸成が早急に根付くか否かがカギになると思う。

## ●松隈委員

京都市では、二酸化炭素排出量の割合について千歳市と大きく構成が違っており、ざっくりと言えば製造業等の産業部門が15%、家庭・業務部門が60%であり、千歳市は産業部門が48%、家庭・業務部門が38%でした。千歳市の令和6年3月策定予定の地球温暖化対策計画には直接つながりませんが、大きなヒントを得ることができました。

それは市政に対する真摯な取り組み方そのものです。そもそも地球温暖化対策の目標である2050年度ゼロとは国の目標であり、全市町村が右に倣う目標です。各市町村が条例化し

て計画すべきはそれぞれの市町村で、地域の産業特性に基づいてどう工夫してゼロにするかということです。京都市は二酸化炭素排出量の60%をしめる家庭・業務部門に着目し、京都市民のプライドをカタチとした京都環境ブランドの創出、家庭に向けての再エネルギー利用対策など、家庭・業務部門の削減に集中した計画となっており、大変具体的であり実現可能性が目に見える計画であり、その完成度は本当に素晴らしいものでした。様々な国際会議等で登壇して成果報告をしていることは知っていましたが、京都市の市役所職員がこれを考えて実施しているのだと考えると、わが市と比較してみじめな思いに駆られる気持ちでした。

千歳市は、北海道の1割～2割の電気量を使用するとされている巨大工場が建設中ですが、この工場の二酸化炭素排出量は策定中の計画に含まれておりません。含めると千歳市の産業部門エネルギー使用量は2倍になる可能性もあります。そうなると二酸化炭素排出の9割が産業部門となり、家庭業務部門での対策はやっているふりを演じているだけの市民を小ばかにした地球温暖化対策になるのではと大変杞憂しております。そこに目をつむり計画書を作成してよいのか大変疑問に感じております。また巨大工場の排出量を加味しないとしても、現在の計画書は千歳市の製造業48%をどうするかという具体的な対策も述べられておらず、企業が自ら実施するカーボンオフセットを前提としているとしか思えません。

わが市の産業特性をもう一度研究し、少しでも地球温暖化対策という結果にコミットする計画書の見直しを図るべきと考えます。

●落野委員

- 京都議定書に恥じない先進性を感じた。
- 温暖化防止のため、なしうるあらゆる手段・施策を行っていると感じた。
- DO YOU KYOTO? 「京都をしていますか？」京都が温暖化防止の代名詞になっている。
- 圧倒的に多い観光客に働きかけているのも特徴的であった。